

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく取組の実施状況について

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第19条第6項の規定に基づく取組の状況を下記のとおり公表します。

【目標】

令和7年度までに女性の採用試験受験者数を25%以上とする。

R3年度	R4年度
33.3%	実施なし

【取組】

（令和3年度）

職員のワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、新たに「次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画」を策定しました。

（令和4年度）

令和4年度は採用試験を実施しませんでした。引き続き、採用試験を実施する際は、女性が働きやすい環境であることを発信していきます。